

八潮市教育大綱の一部改訂について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 の規定に基づき、教育、芸術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として「八潮市教育大綱」を平成 27 年度に策定した。

本大綱は、策定時に対象期間を 3 年間としていたため、新たな市長公約、市の取り組みや社会情勢等を反映し、八潮市教育大綱の一部改訂を行おうとするもの。

2 改訂時期

平成 30 年 4 月 1 日（教育計画「はばたき」も同様に改訂予定）

年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37
市長任期	第 2 期（～H33.9）								
総合計画	第 5 次（～H38.3）								
	反映				反映				反映
教育大綱	現在	第一次改訂（H30.4～）				第二次改訂（予定）（H34.4～）			
教育計画	現在（～H33.3） 見直し	改訂（H～H34.3）							

3 現教育大綱との主な変更点

（１）新たな市長公約、市の取り組み、社会情勢を反映

…新たなキーワードとして、「健康」「楽しく学ぶ」「命の尊さ」「主権者教育」「新学習指導要領」、「東京オリンピック・パラリンピック」などを追加

（２）主な取り組みの内容

…平成 30 年 1 月頃に、予算の状況をふまえて市の取り組みの方向性を記載

4 改訂スケジュール

1 1 月下旬 第 1 回総合教育会議



1 2 月下旬 経営戦略会議



（1 月：主な取り組みの作成）

2 月下旬 第 2 回総合教育会議



3 月中旬 経営戦略会議